

債権流動化における劣後受益権の会計・税務上の取扱い[中間報告]

ー平成 22 年東京地裁 法人税更正処分取消等請求事件を踏まえてー

平成 25 年 2 月 14 日

一般社団法人 流動化・証券化協議会
税務・会計問題特別検討ワーキング・グループ

I はじめに

一般社団法人流動化・証券化協議会では、税務・会計問題特別検討ワーキング・グループを設け、債権流動化における劣後受益権の会計・税務上の取扱いについて検討を行った。このワーキング・グループは、平成 22 年(行ウ)第 693 号 法人税更正処分取消等請求事件における平成 24 年 11 月 2 日の東京地方裁判所民事第 38 部判決(本判決)が、流動化・証券化の実務に大きな影響を及ぼすことが懸念されたことから、平成 24 年 12 月に設立されたものである。

これまでの検討の結果、当ワーキング・グループにおいて、債権流動化における劣後受益権の会計・税務上の取扱いについて一定の理解に達したため、これを中間報告としてとりまとめ、今後の健全な流動化・証券化市場の発展に資するよう、公表することとした。

なお、本中間報告は、当ワーキング・グループの責任において検討・とりまとめが行われたものであるが、当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資家、格付会社、弁護士、公認会計士等多様な立場から流動化・証券化取引に関与するため、個々の意見については、それぞれの立場において本中間報告と異なる意見を有する可能性がある。しかしながら、本中間報告は、当ワーキング・グループのメンバーの最大公約数的な意見を集約したものであり、今後の実務における参考になるものとする。

II 問題の所在

本判決は、典型的な住宅ローン債権流動化において、オリジネーターが保有する劣後受益権に関して、一般に行われている収益認識の会計処理が「適法とはいえない」としている。これは、法人税更正処分取消等請求事件であるが、法人税法 22 条 4 項により、会計処理自体が争点とされている。

以下では、まず、本件における事案の概要を示し、次に、劣後受益権の収益配当金の会計処理につき、オリジネーターが日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(金融商品会計実務指針) 105 項¹の適用があるもの

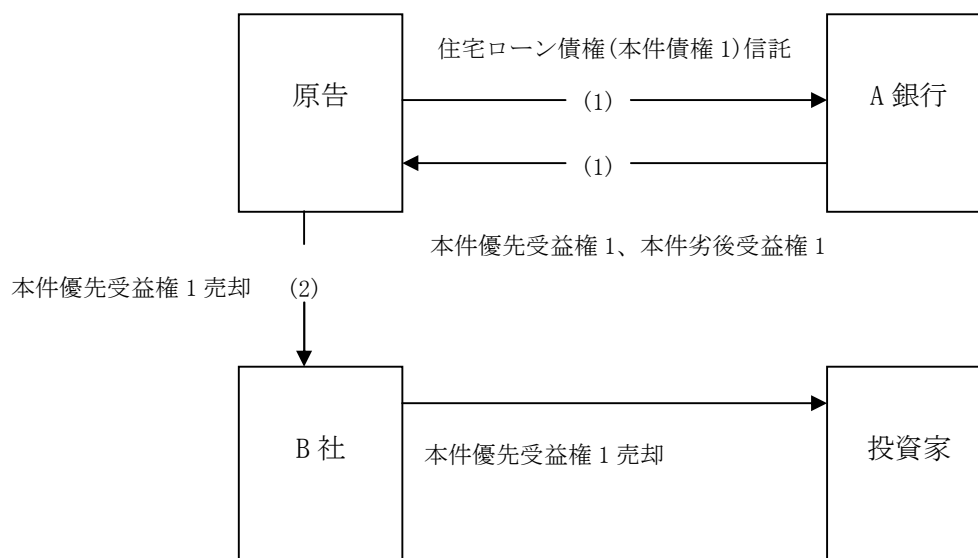
¹ 金融商品会計実務指針 105 項

「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額(括弧内省略)について償却原価法に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一

として償却原価法を適用したことは、適法な会計処理とはいえないとする本判決の概要を示す。これらを踏まえて、当ワーキング・グループにおいて、交わされた議論や意見を掲げる。

III 事案の概要

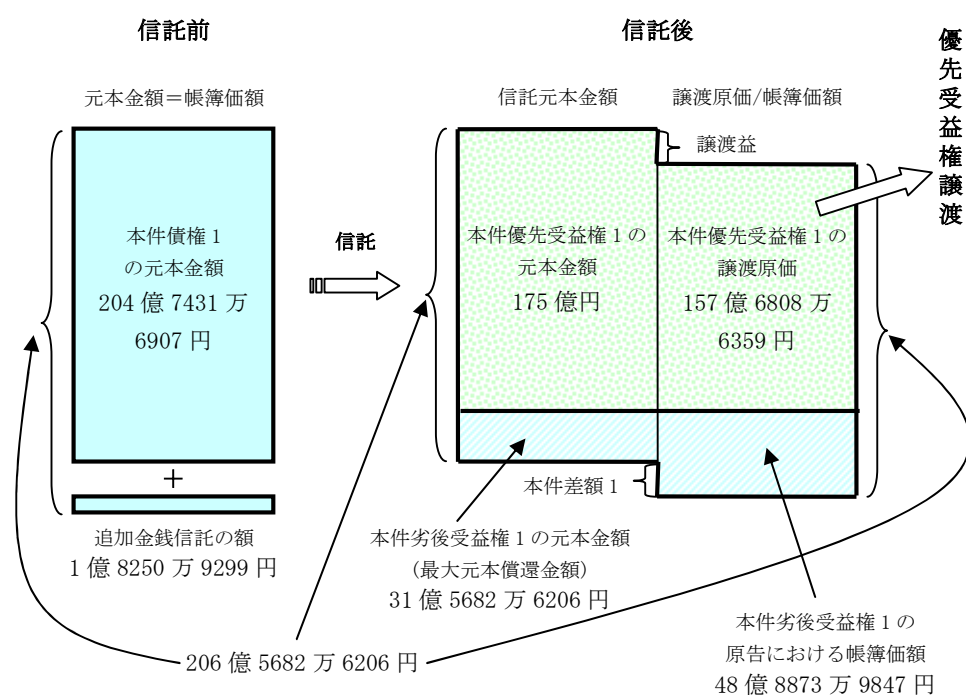
本件流動化取引 1



1. 原告と A 銀行は、住宅ローン債権に係る信託契約を締結し、原告は元本総額 204 億 7431 万 6907 円相当分の住宅ローン債権（本件債権 1）を A 銀行に対して信託譲渡した。原告は、これにより、元本金額 175 億円の優先受益権（本件優先受益権 1）及び元本金額 29 億 7431 万 6907 円の劣後受益権（本件劣後受益権 1）を取得した。
2. 原告は、一時的な資金不足に対応するための準備金（リザーブ）として、1 億 8250 万 9299 円の金銭を A 銀行に対して追加信託し、追加信託金の分本件劣後受益権 1 の元本額が増額された。
3. 原告は、優先受益権の機関投資家への譲渡日（クロージング日）において、優先受益権を機関投資家である B 社に代金 175 億円で売却し、売却代金により、資金調達を行った。
4. クロージング日において原告は、以下の会計処理を行った。
 - (1) 金融商品会計実務指針 37 項に従い、本件優先受益権 1 の売却価額から本件優先受益権 1 の譲渡原価（後述(2)により算出された 157 億 6808 万 6359 円）を差し引いた額である、17 億 3191 万 3641 円を本件優先受益権の売却益として計上した。

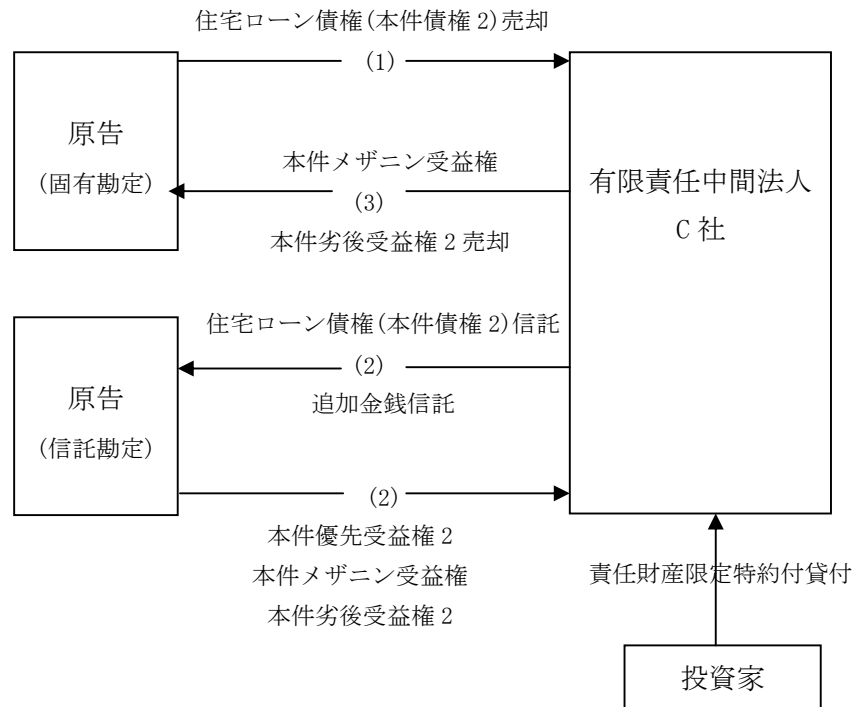
致するような割引率（実効利子率）に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分する。」

- (2) 本件優先受益権 1 の譲渡原価は、本件債権 1 の帳簿価額 204 億 7431 万 6907 円 ÷ 本件債権 1 の時価 227 億 2312 万 1479 円 × 本件優先受益権 1 の時価 174 億 9998 万 0265 円の計算式で求め、157 億 6808 万 6359 円と算出した。
- (3) 原告は、本件劣後受益権 1 の帳簿価額を、本件債権 1 の帳簿価額 204 億 7431 万 6907 円から本件優先受益権 1 の譲渡原価 157 億 6808 万 6359 円を控除し、上記 2. の追加信託 1 億 8250 万 9299 円の額を加えた、48 億 8873 万 9847 円とした。
- (4) 本件劣後受益権 1 の元本金額(最大の元本償還金額)は 31 億 5682 万 6206 円であり、結果として、本件劣後受益権 1 の帳簿価額と本件劣後受益権 1 の元本金額(最大の元本償還金額)との間に、17 億 3191 万 3641 円の差額(本件差額 1)が生じた。



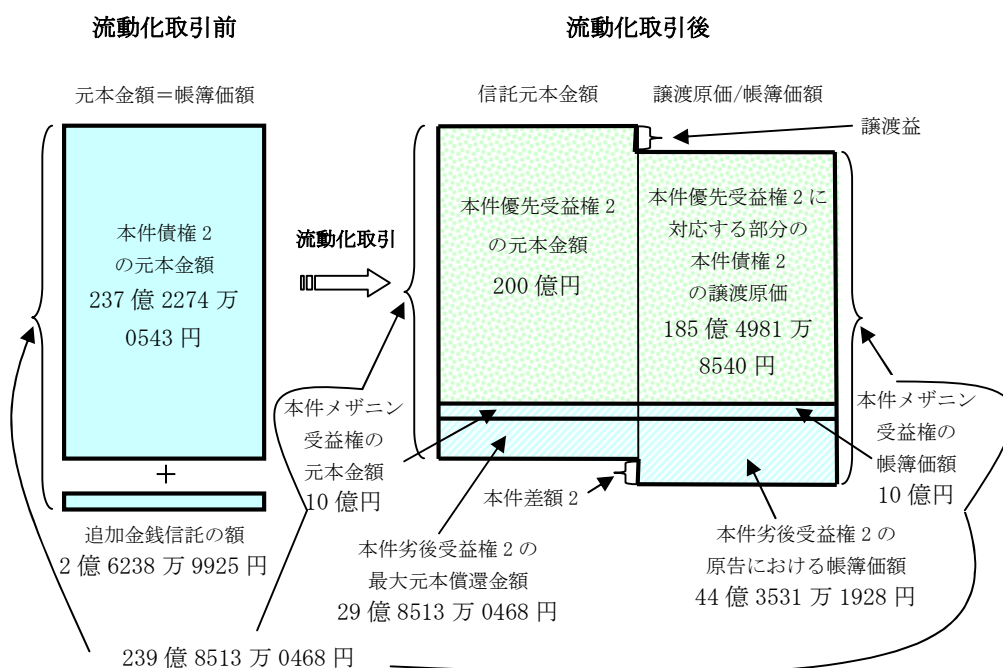
5. 原告は、本件差額 1 について、金融商品会計実務指針 105 項に基づき会計処理し、本件劣後受益権 1 の収益配当金として受領した金銭のうち、(その時々々の帳簿価額) × (信用リスクも加味した劣後受益権の将来キャッシュ・フローに基づいて算出した実効利率) で計算される金額(「買入金銭債権利息額」)のみを「利息」と扱い、受取配当金から当該買入金銭債権利息額を控除した残額(「買入金銭債権償還額」)を「元本の回収」として取り扱い、後者は本件劣後受益権 1 の帳簿価額から減額する処理を行った。
6. 原告は、「買入金銭債権利息額」を法人税の益金に算入したが、「買入金銭債権償還額」は法人税の益金に算入しないで法人税の確定申告をしたところ、税務署長は「買入金銭債権償還額」も益金に算入すべきとして法人税の更正処分をした。

本件流動化取引 2



1. 原告（固有勘定）は、有限責任中間法人 C 社に対し、額面 237 億 274 万 543 円の住宅ローン債権(本件債権 2)を時価である 255 億 7732 万 8956 円で譲渡し、C 社から譲渡代金を受け取った。
2. C 社は、住宅ローン債権(本件債権 2)を原告（信託勘定）に対して信託譲渡し、本件優先受益権 2（元本 200 億円）、本件メザニン受益権（元本 10 億円）及び本件劣後受益権 2（元本 45 億 7732 万 8956 円）を取得した。
3. C 社は、原告（信託勘定）に対して 2 億 6238 万 9925 円の金銭を追加信託し、追加信託金の分本件劣後受益権 2 の元本額が増額された。
4. C 社は、クロージング日において、本件メザニン受益権及び本件劣後受益権 2 を原告（固有勘定）に対して譲渡し、原告（固有勘定）から譲渡代金を受け取った。
5. クロージング日において原告は、以下の会計処理を行った。
 - (1) 1. の時点で、原告は住宅ローン債権（本件債権 2）を C 社に売却しているが、原告は 4. で本件メザニン受益権・本件劣後受益権 2 を C 社から購入している点を考慮し、その限度で譲渡益が実現していないとして、原告は、本件債権 2 の売却による譲渡益のうち、メザニン受益権・劣後受益権に係る部分を仮受金として取り扱った。
 - (2) 原告は、金融商品会計実務指針 37 項に従い、本件優先受益権 2 の元本金額 200 億円から本件優先受益権の譲渡原価（後述(3)により算出された 185 億 4981 円 8540 円）を差し引いた額である 14 億 5018 万 1460 円を本件優先受益権 2 の売却益として計上した。

- (3) 本件優先受益権 2 の譲渡原価は、住宅ローン債権(本件債権 2)の帳簿価額 237 億 2274 万 543 円×本件優先受益権 2 に対応する住宅ローン債権(本件債権 2)の売却代金額 200 億円÷住宅ローン債権(本件債権 2)の売却代金額 255 億 7732 万 8956 円＝185 億 4981 万 8540 円と算出した。
- (4) 本件劣後受益権 2 の帳簿価額は、本件メザニン受益権の帳簿価額を 10 億円とした上で、本件債権 2 の帳簿価額 237 億 2274 万 543 円から本件優先受益権 2 に対応する譲渡原価(185 億 4981 万 8540 円)及び本件メザニン受益権 2 の帳簿価額 10 億円を控除した 41 億 7292 万 2003 円に、上記 3. の追加信託の額を加えた 44 億 3531 万 1928 円とした。
- (5) 本件債権 2 元本金額(237 億 2274 万 543 円)及び追加金銭信託(2 億 6238 万 9925 円)の合計金額は 239 億 8513 万 0468 円である。これに対し、本件優先受益権 2 の元本金額 200 億円、本件メザニン受益権の元本金額 10 億円であることから、本件劣後受益権 2 の最大元本償還金額は 29 億 8513 万 0468 円であり、本件劣後受益権 2 の帳簿価額との間に、14 億 5018 万 1460 円の差額(本件差額 2)が生じた。



6. 本件差額2についても、原告は金融商品会計実務指針105項に基づき償却原価法により会計処理し、本件劣後受益権2の収益配当金として受領した金銭のうち、「買入金銭債権利息額」のみを「利息」とし、「買入金銭債権償還額」は「元本の回収」として扱い、本件劣後受益権2の帳簿価額から減額する処理を行った。
7. 原告は、「買入金銭債権利息額」を法人税の益金に算入したが、「買入金銭債権償還額」は法人税の益金に算入しないで法人税の確定申告をしたところ、税務署長は「買入金銭債権償還額」も益金に算入すべきとして法人税の更正処分をした。

IV 本判決の概要

1. 結論

請求棄却

2. 裁判所が判断した争点

本件各劣後受益権の収益配当金の会計処理につき、金融商品会計実務指針105項の適用があるものとして原告が行った会計処理は、適法な会計処理か否か。

3. 裁判所の判断

以下から、適法な会計処理とはいえない。

- (1) 原告の保有する本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針100項(2)ただし書き²及び291項によれば、新たな金融資産の取得としてではなく、信託した住宅ローン債権の残存部分として評価する必要がある。これによれば、本件劣後受益権は、金融商品会計実務指針105項にいう「債権を取得した場合」に該当しない。
- (2) 本件劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎない。したがって、「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合」に期間配分による償却原価法に基づく処理をさせることとした金融商品会計実務指針105項の適用の前提を欠く。

² 金融商品会計実務指針100項(2)

「信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。」

- (3) 本件劣後受益権は、住宅ローン債権の債務者が不履行になったり破産したりした場合のリスクを引き受けることによって優先受益権の価値を高めることに重要な意味がある。このような本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針 105 項が想定する「債権の支払日までの金利を反映し」た債権ではなく、およそ同項が予定するものではない。
- (4) 金融商品会計実務指針 105 項が定められた当時の商法の規定に照らせば、少なくともその当時は、金融商品会計実務指針 105 項にいう債権の「取得」とは債権を「買入レタルトキ」として解釈されていたと考えられる。

V 当ワーキング・グループにおける検討

1. 検討の範囲

本件は、税法上の争いであるが、法人税法 22 条 4 項により、債権流動化において、オリジネーターが保有する劣後受益権の収益認識が「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」と解されるかどうかだけが争点とされている。このため、本中間報告では、他の考え得る税務上の論点等には触れず、もっぱら会計上、オリジネーターが行った会計処理が妥当であったかどうか、本判決の判断が適切であったかどうかに関心をあてて検討する。

2. 「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の解釈にあたって

「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」とは何かを巡っては議論があり得るが、本件では、金融商品会計実務指針の適用が争点とされていることから、その基準となっている企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、そして当該会計基準 1 項において優先適用の定めをしている「企業会計原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に該当すると考えられるであろう。

ここで、「企業会計原則」第一 一般原則一では、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」としており、それは、真実性の原則と呼ばれている。ここでいう真実とは、一般に、絶対的真実性ではなく、相対的真実性を意味するものとされているが、会計基準の解釈や会計処理を行う際の判断にあたっては、当該原則に留意すべきである。

また、「監査基準」第四一 2 において、監査人は、財務諸表が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうかについても評価しなければならないとしている。

これらの点は、「法人税基本通達」の前文において、「(前略) この通達の具体的な運用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念を

も勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るように努められたい。いやしくも、通達の規定中の部分的字句について形式的解釈に固執し、全体の趣旨から逸脱した運用を行ったり、通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念等に即しない解釈におちいつたりすることのないように留意されたい。」とされていることとも相通ずるものであると考えられる。

3. オリジネーターが保有する劣後受益権の収益認識について

本判決の判断に立ち入る前に、そもそも、オリジネーターが保有する劣後受益権に関する会計処理については、大きく分けて以下の3つの方法が考えられる。

- 第1法：入金額をすべて受取利息として処理し、元本超過額は償却原価法により受取利息控除として処理する、又は、入金額を元利分解し、受取利息と元本の回収（簿価の減額）として処理する。
- 第2法：入金額をすべて元本の回収（簿価の減額）として処理する。
- 第3法：入金額をすべて受取利息として処理し、簿価の減額はしない

なお、ここでいう「元本」は、信託契約上の「元本」ではなく、保有者にとっての回収すべき投資額（簿価）を意味する。

流動化の仕組みは、原債権からの回収が予想されるキャッシュ・フローを、受益権の元利払いに充てるものである。その際、優先劣後構造などの信用補完を行うことにより、投資家の選好に見合うリスク・リターンに加工し、全体の調達コストを下げることに、組成の意義がある。このため、キャッシュ・フローがどのように各受益権に分配されるかは、事前にも事後にも合理的に予想されることが通常である。

この点、第2法は、劣後受益権に対する投資額の果実に相当する分の回収がなされていても、当初の段階ではすべて投資額の回収として処理することから、後半又は最終の段階で多額の回収益が生じる。反対に、第3法は、劣後受益権に対する投資額に相当する分の回収がなされていても、当初の段階ではすべて受取利息として処理することから、後半又は最終の段階で投資額の未回収が生じる。このため、いずれも各期の損益認識が大きくゆがむこととなり、そもそもデットに対する会計処理としては不適切であるものと考えられる³。

これらに対し、投資額及びその超過額を回収できる見込みがある場合には、その見込みに沿って、回収額を利息分と元本の回収（簿価の減額）分として処理することが、投資額に対する利息相当額を適切に反映するため、期間損益計算上、望ましい。したがって、一般的には、第1法があるべき処理になる。

³ もっとも、投資額自体の回収見込みがたたない不良債権の購入のような場合に第2法である原価回収法によることは、実現基準の考え方からは、妨げられないと考えられる。

しかし、本文でも記載したように、優良債権の流動化の場合は、通常、キャッシュ・フローがどのように各受益権に分配されるか合理的に予想されているため、第3法はもとより、第2法は適切ではないと考えられる。

4. 金融商品会計実務指針 105 項の適用があるかどうかについて

(1) 「債権を取得した場合」に該当するかどうか

本判決においては、金融商品会計実務指針 105 項の適用が争点とされており、それは「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には」とされていることから、本件劣後受益権を保有するに至った場合が金融商品会計実務指針 105 項にいう「債権を取得した場合」に該当するかどうか論点とされている。

この点、本判決では、金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及び 291 項に基づき、当該劣後受益権は、信託した住宅ローン債権の残存部分として評価する必要があるとしている点をもって、また、当時の商法規定に照らして、他者からの購入ではないとしている。

しかし、そのように文理解釈すべき積極的な理由は示されていないことから考察するに、まず、本件のような信託を用いた債権流動化においては、オリジネーターは債権を信託銀行に対して信託譲渡し、これとは異なるキャッシュ・フローを有する優先受益権と劣後受益権を取得することから、形式上、「取得した場合」に該当する。また、金融商品会計実務指針 291 項にいう「購入」や旧商法規定にいう「買入」に比べ、「取得」の方が、金銭を対価としない取引を含み、広い意味を有すると解されることもある（例えば、企業結合におけるパーチェス法に対する取得法）ため、文理解釈上、金融商品会計実務指針 105 項にいう「債権を取得した場合」に該当しないわけではない。

(2) 償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くかどうか

仮に「債権を取得した場合」には該当しないと解したとしても、金融商品会計実務指針 105 項に示す償却原価法が類推適用されるべきではない合理的な理由は明確ではないと考えられる。この点、本判決では、簿価と債権金額の差額は、「帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎず、各受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額ではなく」、また、「その帳簿価額は客観的な価値を把握した金額ではないから」、償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くものとしている。

しかしながら、劣後受益権の簿価は、債権全体の取得原価から優先受益権の譲渡原価を控除して算出したものであり、その考え方は、債権全体の簿価按分が跡付けできないため、優先受益権の時価と劣後受益権の時価との比率で按分したものであって、客観的な価値を把握した金額である。また、債権全体の簿価、優先受益権及び劣後受益権の時価のいずれも、支払日までの金利を反映して定められた金額であり、これらによって算定された劣後受益権の簿価も、少なくとも間接的には支払日までの金利を反映して定められた金額であり、償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くものではないと考えられる。

すなわち、債権流動化により劣後受益権の簿価が元本金額よりも大きくなった理由は、債権の簿価を優先受益権と劣後受益権に会計基準に従って按分するに当たり、優先受益権の売却時における劣後受益権の時価比率が元本比率より高かったことによるものであ

り、また、それは、劣後受益権に支払われる配当が、市場水準よりも高いことを反映したものであるため、金利の調整差額として取り扱われるべきものである。

(3) 金融商品会計実務指針 105 項の適用がない場合の会計処理

本判決では、金融商品会計実務指針 105 項の適用があるものとして行った会計処理は、適法な会計処理とはいえないとしているが、適法な会計処理は何かについては明示していない。しかし、本判決は、原告の主張する第 1 法とすべき請求を棄却し、被告の主張する第 3 法を支持しており、それは既述のように適切な処理であるとはいえない。

また、仮に第 1 法を否定したとしても、その帰結は第 3 法になるわけではないことに留意する必要がある。特に、実効利率を合理的に見積ることができない場合には、脚注 3 において記述したように、むしろ第 2 法を採るべきと考えられる。

この点、本判決では、劣後受益権は、住宅ローン債権の債務者が債務不履行になったり破産したりした場合のリスクを引き受けることによって優先受益権の価値を高めることに 1 つの重要な意味があり、それゆえに、劣後受益権は、優先受益権の元利が支払われた後に支払われることになっていると解している。このため、劣後受益権のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができないとみる立場とも考えられ、その場合には、第 2 法を採ることが適切であろう。

5. 前述した第 1 法を支持する解釈

本判決では示されていないが、金融商品会計実務指針 131 項では、利息の支払時期又は支払額が不規則な貸付金等については、金融商品会計実務指針 105 項の取得した債権の処理に準じて、実効利率に基づき債務者からの入金額を元本と利息とに区分するものとしている⁴。これについて、金融商品会計実務指針 307 項では、利息の支払が不規則な貸付金等は、キャッシュ・フローを操作した結果であり、契約上の利息額を利息として処理することは不適切なので、キャッシュ・フローを内部収益率によって現在価値まで割り引く方法により、実質的な利息を計算して処理すべきものとしたとしている。

一般に、劣後受益権には、原債権から回収されたキャッシュ・フローのうち、優先受益権の元利払いに充てた後の残余が配分されるため、必ずしも約定されたものではないが、利息の支払時期又は支払額は規則的ではない。また、意図的にキャッシュ・フローを操作したわけではないが、キャッシュ・フローどおりに利息として処理することが不適切であることは、金融商品会計実務指針 131 項及び 307 項の趣旨と同じである。

このため、仮に金融商品会計実務指針 105 項の適用がなくても、金融商品会計実務指針 131 項に基づいて、前述第 1 法のように、合理的に見積ることができる実効利率に

⁴ 金融商品会計実務指針 131 項

「利息の支払時期又は支払額が不規則な貸付金、借入金、社債等については、第 105 項の取得した債権の処理に準じて、元本と利息の合計額の将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額又は調達価額に一致するような割引率（実効利率）に基づいて、債務者からの入金額又は債権者への支払額を元本と利息とに区分する。」

基づき入金額を元利分解することが適当であると考えられる。この結果、受取利息と元本の回収（簿価の減額）に区分し、前者のみ収益認識することになる。

さらに、2 で示したように、会計基準の解釈や会計処理を行う際の判断において、真实性の原則に留意し、ある取引や事象に対して完全に一致する会計基準等がない場合でも、会計処理がより実態を反映するように行うべきである。したがって、本件においては、いずれの解釈に基づいても、第 1 法以外によって行うことは、およそ考えられないであろう。

VI おわりに

流動化・証券化協議会は、流動化・証券化をめぐる諸課題に対する議論・検討を進め、流動化・証券化の意義や役割、有用性を広く示すと同時に、市場参加者を律しつつベスト・プラクティスの実現を企図している。

本中間報告は、この趣旨に沿って、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、現段階における当ワーキング・グループの検討をとりまとめたものであり、今後の実務における参考になれば幸いである。また、今後の状況に応じて追加検討を行い、さらなる提言を行う可能性があることを付言する。

(参考1)

**一般社団法人 流動化・証券化協議会
税務・会計問題特別検討ワーキング・グループ委員名簿**

- ◎ 秋葉 賢一 早稲田大学大学院会計研究科教授
一般社団法人流動化・証券化協議会 特別会員
- 金子 尽久 KPMG税理士法人 トランザクション アドバイザリーグループ
パートナー
一般社団法人流動化・証券化協議会 税務小委員会世話役
- 佐藤 嘉雄 有限責任監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ
パートナー
一般社団法人流動化・証券化協議会 会計小委員会世話役補佐
- 高橋 慶治 三菱UFJ信託銀行株式会社 資産金融第1部 統括マネージャー
一般社団法人流動化・証券化協議会 会計小委員会世話役補佐
- 谷本 真一 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 代表社員
一般社団法人流動化・証券化協議会 税務小委員会座長
- 藤田 収二 東京共同会計事務所 コンサルティング部 パートナー
一般社団法人流動化・証券化協議会 会計小委員会座長

◎：座長

(50音順／敬称略)

(参考2)

「税務・会計問題特別検討ワーキング・グループ」開催状況

- ・ **第1回（平成24年12月14日（金））**
「本WGの進め方等について」、「判決の問題点等に係る検討」
- ・ **第2回（平成24年12月20日（木））**
「判決の問題点等に係る検討（続き）」
- ・ **第3回（平成25年1月17日（木））**
「判決の問題点等に係る検討（続き）」
- ・ **第4回（平成25年2月4日（月））**
「これまでの検討内容の取りまとめ」

以 上